

給付奨学金月額変更願(届)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の給付月額を下記のとおり変更することを願います。
なお、確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号、学籍番号、提出日、生年月日、フリガナ、氏名(自署)の記入欄

機構使用欄(変更始期)の記入欄

■ 月額変更

本人現住所、家族住所、変更内容(A:通学形態変更、B:転学・編入学による)、従前の奨学金月額、変更する理由の記入欄

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在支給を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人の住所、氏名、電話番号の記入欄

右記に該当する場合のみを記入する欄

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、上記チェック欄(親権者は一人のみである)にチェックを入れてください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。(学校の証明) 20 年 月 日

● 学校記入欄(必須)

誓約書機構提出(済)の記入欄

※誓約書提出の上、「済」にチェックをしてご提出ください。

学校名、関係課長(※)、職印、学校番号、区分、電話番号(担当者名)の記入欄

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(19.4)

給付奨学金変更可能月額一覧表(2018年度以降入学者の場合)

区 分		自宅月額	自宅外月額
大学	国立	① 20,000円	② 30,000円
短期大学	公立		
高等専門学校 (4・5年次)	私立	① 30,000円	② 40,000円
専修学校専門課程			
大学通信教育(通年スクーリング)		① 30,000円	② 40,000円
夏季・冬季スクーリング		年間 50,000円	
放送大学			

「給付奨学金月額変更願(届)」(以下、「月額変更願」という。)は、上表及び下記事項に留意のうえ記入してください。

- 自宅通学から自宅外通学に変更する場合
上表①→②に変更:「月額変更願(増額)」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。
- 自宅外通学から自宅通学に変更する場合
上表②→①に変更:「月額変更願(減額)」を学校に提出。
(注意)提出が遅れた場合は遡及して減額処理を行います。

※学校設置者(国公立・私立)が変更された場合も、月額変更手続きが必要です。

**国立の学校における授業料免除に伴う給付奨学金の支給月額
(授業料全額免除の対象となることが判明した場合)**

区 分		自宅月額	自宅外月額
大学	国立	0円	20,000円
高等専門学校 (4・5年次)			
専修学校専門課程			